

(9) 製鐵所官民合同反對同盟

規約

- 一、本同盟は製鐵所全従業員を以て要素とし構成す
- 二、各工場別に班の組織をなし其班の聯合により各別に支部の組織をなし同盟は支部の聯合によつて構成す

機關

- 一、班委員
従業員數百名迄は十名とし百名を越ゆること五十名毎に五名を増加するものとし班の統制及支部委員會との連絡事項等を掌るを任務とす
- 二、班代表委員
各班委員中より二名を互選す
- 三、支部委員會
各班より選出せられたる代表委員を以てし支部の連絡並に

- 四、同盟委員會
支部に關する協議決定をするものとす

支部委員中より互選による三名の委員を以て組織する本同盟最高の決議機關たり
尙同盟常任委員又は其他詳細なる班及支部規定等に就ては同盟委員によりて決定するものとす
細則規定は常任委員にて作製す